

住居表示の手続きに関して多くある質問

1 住居番号決定通知書・住居表示変更証明書について

問1 住居表示変更証明書は、何年後でも交付されるのか。

住居表示実施後であれば、何年経っても必要な時に申請により無料で交付します。なお、住居表示変更証明書は、実施日現在、実施区域内に住民登録をされている方、事務所のある事業者に対しての交付となります。

住居表示変更証明書は、生活安全課及び各総合支所地域振興課、各地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）、および分館、大海総合センターで、無料で発行いたします。

※ なお、住居表示実施日前（令和7年1月9日から2月14日までの間）に、住居表示変更証明書を事前申請（生活安全課または小郡総合支所地域振興課宛）された場合、住居表示実施日以降、実施後の新住所宛に郵送いたします（事前申請に限り、証明書の郵送料不要）。

2 住所変更手続きについて

問1 会社・各種法人の変更登記には何が必要か。

法人の所在地及び代表者、役員等の住所変更登記が必要です。

① 住居表示実施区域内に本店又は支店（山口県内に本店がある会社・各種法人）がある場合、山口地方法務局本局で変更登記を2週間以内に行う必要があります。

- ＜必要書類＞
- 1 変更登記申請書
 - 2 住居表示変更証明書または通知書
 - 3 法務局への届出印鑑
 - 4 本人以外は委任状

② 山口県外に本店があり支店の所在地が変更した場合には、本店を管轄する法務局に支店の所在変更の登記を行う必要があります。

※ 住居表示変更証明書または通知書添付の場合、登録免許税は免除となります。
詳細については、山口地方法務局法人登記部門（☎083-922-2295）音声案内③→②にお尋ねください。

問2 会社・各種法人の変更登記は、申請してから何日くらいで完了するか。

概ね3日です。なお、完了予定日は、山口地方法務局ホームページ及び窓口に掲示しています。

問3 山口市に競争入札参加資格申請済みだが、住所変更手続きは必要か。

山口市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務等（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務）並びに物品調達及び業務委託（建設コンサルタント業務等を除く。）の競争入札に参加するため、すでに競争入札参加資格申請を山口市契約監理課へ提出済みである法人・事業所等の皆様につきましては、住居表示実施日以降、新たに住所変更の手続きをしていただく必要はございません。市契約監理課で新たな住所へ書き換えを行います。

また、建設工事及び建設コンサルタント業務等の電子入札において、使用されているICカードにつきましても、同様に、住所変更の手続きをしていただかずに電子入札に参加いただけます。

なお、県及び他市町等、山口市以外の自治体へのお届けにつきましては、それぞれにご確認ください。

問4 NTT固定電話・電気・都市ガス・上下水道関係の住所変更手続きは必要か。

NTT固定電話・中国電力・山口合同ガス・市上下水道局には、市から住所変更の通知を行いますので、特に手続きは必要ありませんが、住居表示実施後も長期間にわたり、旧住所で通知等が届いている場合は、念のため事業者へお問い合わせください。

問5 銀行口座・クレジットカードなどの住所変更手続きは必要か。

それぞれに手続き方法が異なりますので、各事業者へお問い合わせください。なお、新住所の確認または証明書の提出などを求められた場合には、その指示に従ってください。

問6 原付バイクを所有しているが、住所変更手続きは必要か。

125cc以下の原動機付自転車や小型特殊自動車（山口市ナンバー）をお持ちの方については、市役所で新しい住所に書き換えますので、特に手続きの必要はありません。

問7 他に必要な手続きはあるか。

協会けんぽ（全国健康保険協会健康保険）適用の事業所及び厚生年金加入の事業所は所在地の変更が必要ですので、山口年金事務所（☎083-922-5660）に届出をしてください。法人事業所は、事業所所在地変更届と法人登記簿謄本（現在事項証明）のコピーが、個人事業所は、事業所所在地変更届と事業主の住民票の写しのコピーが必要です。

風俗営業・警備業・質屋などの許可証の住所変更については、

警察署生活安全課（山口☎083-924-0110 山口南☎083-972-0110）へお尋ねください。

3 不動産所有者の住所変更登記について

問1 不動産の登記は、申請してから何日くらいで完了するか。

概ね4日から5日です。山口地方法務局の窓口での受付となりますので、申請の際にご確認ください。なお、完了予定日は、山口地方法務局ホームページ及び窓口に掲示しています。

※ 住居表示実施の直後は、土地・建物登記簿の表題部の変更作業がありますので、混雑が予想されます。

問2 土地や建物を共有している場合の登記申請の方法は。

共有されている方の住所が同じ場合は、同一の申請書で共同申請することもできます。詳しくは、山口地方法務局不動産登記部門（083-922-2295）音声案内③→①にお電話の上、登記手続案内の予約を申し込んでください。

また、登記手続きは、司法書士に委任して行う方法もありますが、その場合、司法書士への手数料がかかります。

問3 住居表示実施区域外に、土地や建物を所有している場合の登記申請の方法は。

土地・建物などの所在地を管轄する法務局で、登記申請をしていただくことになります。一般的な申請書の様式及び記入例は、法務局ホームページにも掲載されていますので、書類作成の際にご活用ください。

問4 所有している土地が何筆かに分かれているが、一括して申請することはできるか。 また、その際に住居表示変更証明書は1通で足りるのか。

変更前の登記記録上の住所が同じであれば、継続用紙（土地用）に記入することにより、一括申請できる場合があります。また、住居表示変更証明書1通で申請可能です。土地と建物を所有している場合も一括申請できます。

詳しくは、山口地方法務局不動産登記部門（083-922-2295）音声案内③→①にお問い合わせください。

なお、建物を何棟も所有している場合も、土地と同様の取り扱いとなります。

問5 登記所の出張受付はできないのか。

登記申請の受付順は、権利関係を左右し、受付順に処理しなければならないため、2箇所以上の受付窓口を設けることはできません。

なお、オンラインや郵送による登記申請も可能です。

4 その他

問1 住居表示実施区域に新たに建物を建てたが、何か手続きが必要になるのか。

新しい住居番号を決定するため、生活安全課（小郡を除く地域の新築）または、小郡総合支所地域振興課（小郡地域の新築）に建物等新築届を出していただく必要があります（地域交流センター窓口では受付できません。）。

添付書類は以下のとおりです。

- 1 建物等新築届（窓口にあります。山口市ウェブサイトでも掲載しています）
- 2 位置図（建物の場所がわかるもの）
- 3 建物配置図
- 4 建物平面図（アパート・マンション等集合住宅は、部屋割りがわかるものが必要）
- 5 土地地番がわかるもの（公図もしくは建築確認済証の写し）

申請受付後、住居番号設定通知書と町名表示板及び住居番号表示板を交付または郵送いたします。

現地調査が必要なものについては、発行までに数日かかる場合がありますので、期間に余裕を持ってご申請ください。

問2 住居番号プレート等は、必ず設置（取り付け）しなくてはならないのか。

住居表示に関する法律第8条第2項、山口市住居表示に関する条例第4条に「見えやすい場所に住居番号を表示しなければならない」と定めていますが、強制的に設置することは行っていません。所有者の方の同意を得たうえで設置いたします。

問3 住居表示実施区域で今までと同じ場所に建物を建て替えた。新しい建物でもそのまの「住居番号」を使用して良いか。

そのままの「住居番号」を使用できるとは限りません。

建物を建て直した場合は、新築と同じ取り扱いになりますので、生活安全課（小郡を除く地域の新築）または、小郡総合支所地域振興課（小郡地域の新築）に建物等新築届を出していただく必要があります。添付書類は、問1のとおりです。

建て替えを伴わない、リフォームの場合には建物等新築届は不要です。

問4 法人や個人の事業所では、ゴム印・印刷物・看板の作り替えや取引先への通信事務など多くの費用がかかるが、税の申告の際には経費となるのか。

会社及び事業所としてかかった費用であれば、必要経費になるとのことです。したがって、領収書などの保管が必要です。

問5 住居表示の実施後、旧住所で発送された郵便物は新住所に届くのか。

住居表示実施後1年間は旧住所宛に発送されても配達してもらえますが、できるだけ早めに「住所変更通知用はがき」や、届いたお手紙への返信の中などで、住所の変更があったことをお知らせください。

問6 「住所変更通知用はがき」とはどのようなものか。

住居表示の実施に伴う住所変更の連絡用に、配布する、郵送料無料のはがきです。

「住所変更通知用はがき」は、住居番号の決定通知書を配布する際に1事業所あたり、100枚配布いたします。100枚では足りない場合には、追加で200枚（合計300枚）までお渡しすることができます。

はがき50枚につき、専用封筒を1枚配布いたしますので、記入されたはがきは、まとめて専用封筒に入れて投函してください。

専用封筒でまとめて投函された後に、追加ではがきを出さなければならなくなった場合は、記入されたはがきを輪ゴム等で束ねて投函してください。

このはがきは、目的を住居表示実施に伴う住所変更のお知らせに限定することで、郵送料を無料としていただいています。その他の内容はご記入されませんよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

5 お問い合わせ先について

内 容	問い合わせ先
住居表示全般に関する事	山口市役所 生活安全課 生活安全担当 電話 083-934-2986
建物新築時の住居番号に関する事	小郡総合支所 地域振興課 電話 083-973-2475 ※小郡地域以外の新築については、 山口市役所 生活安全課 生活安全担当 電話 083-934-2986
登記申請に関する事	山口地方法務局 →次ページ参照
運転免許証又は運転経歴証明書の 住所変更に関する事	山口県総合交通センター 電話 083-973-2900 山口警察署 電話 083-924-0110
軽自動車（三輪・四輪）の自動車検査証の 住所変更に関する事	軽自動車検査協会 山口事務所 電話 050-3816-3085（コールセンター）
二輪車（125cc 超 250cc 以下）の 軽自動車届出済証の住所変更に関する事 普通自動車、二輪車（250cc 超）の自動車検 査証の住所変更に関する事	中国運輸局 山口運輸支局 電話 050-5540-2073（コールセンター）

※上記以外のお問い合わせにつきましては、各機関の担当窓口まで直接御連絡ください。

お手数をお掛けいたしまして、誠に申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

山口地方法務局自動音声案内のお知らせ

083-922-2295（山口地方法務局・代表電話番号）

業務取扱時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※土・日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く

【自動音声案内】

こちらは、山口地方法務局です。

担当の係におつなぎいたしますので、音声案内にしたがって「1」から「4」の番号を押してください。

なお、ご案内の途中でも選択することができます。

人権に関する
ご用件の方

①

人権擁護課職員が対応します。

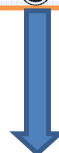
不動産や会社・法人の証明や地番・家屋番号の照会に関するご用件の方

②

登記事項証明書等発行窓口につながります。

不動産や会社・法人の登記に関するご用件の方

③



それ以外の
ご用件の方

④

続いて「1から6」のいずれかの番号を押してください。

なお、ご案内の途中でも選択することができます。

不動産に関する
手続案内の
予約の方

①

不動産登記部門の職員が対応します。

会社・法人に関する手続案内の予約の方

②

法人登記部門の職員が対応します。

表示に関する登記申請をされている方の問合せ

③

表示担当職員が対応します。

権利に関する登記申請をされている方の問合せ

④

権利担当職員が対応します。

会社・法人に関する登記申請をされている方の問合せ

⑤

会社・法人担当職員が対応します。

それ以外の
ご用件の方

⑥

不動産登記部門の職員が対応します。

続いて「1から3」のいずれかの番号を押してください。

なお、ご案内の途中でも選択することができます。

成年後見、戸籍、
国籍に関するご用件の方は

①

戸籍担当職員が対応します。

供託、自筆証書遺言書の保管に関するご用件の方

②

供託担当職員が対応します。

それ以外の
ご用件の方

③

会計課担当職員が対応します。